

地域雇用開発促進法施行規則の改正内容について

【地域要件】

雇用開発促進地域

- 法第2条第2項第2号の「厚生労働省令で定める者」は労働力人口に算入される者とし、法第2条第2項第3号の「厚生労働省令で定める状態」は、以下のいずれにも該当することとする。
- ① 最近3年間におけるその地域の労働力人口に対する地域求職者数の割合の月平均値が、同期間における全国の労働力人口に対する求職者数の割合の月平均値以上であること。
 - ② 最近3年間及び最近1年間における当該地域の有効求人倍率の月平均値が、それぞれ同期間における全国の有効求人倍率の月平均値の $\frac{2}{3}$ (当該値が1倍を超える場合にあっては、1倍)以下であること。
- ただし、最近3年間及び最近1年間における有効求人倍率の月平均値が0.5倍以下である地域については、①の要件は以下のとおりとする。
- 「最近3年間におけるその地域の労働力人口に対する地域求職者数の割合の月平均値が、同期間における全国の労働力人口に対する求職者数の割合の月平均値の3分の2以上であること。」

<参照条文>

第2条

- 2 この法律において「雇用開発促進地域」とは、次に掲げる要件に該当する地域をいう。
- 二 その地域内に居住する労働者（十五歳以上の者に限る。）その他の就業の意思及び能力を有する者として厚生労働省令で定める者の総数に対する当該地域内に居住する求職者の数の割合が相当程度に高く、かつ、当該求職者の総数に比し著しく雇用機会が不足しているため、当該求職者がその地域内において就職することが著しく困難な状況にあること。
 - 三 前号に該当する状態が相当期間にわたり継続することが見込まれるものとして厚生労働省令で定める状態にあること。

自発雇用創造地域

- 法第2条第3項第3号の「厚生労働省令で定める状態」は、最近3年間及び最近1年間における当該地域の有効求人倍率の月平均値が、それぞれ同期間における全国の有効求人倍率の月平均値(当該値が1倍を超える場合にあつては、1倍)以下であることとする。

<参照条文>

第2条

- 3 この法律において「自発雇用創造地域」とは、次に掲げる要件に該当する地域をいう。
 - 二 その地域内に居住する求職者の総数に比し相当程度に雇用機会が不足しているため、当該求職者がその地域内において就職することが困難な状況にあること。
 - 三 前号に該当する状態が相当期間にわたり継続することが見込まれるものとして厚生労働省令で定める状態にあること。

【雇用開発促進地域における支援対象事業主】

- 法第7条第1項の「厚生労働省令で定める事業主」を、以下のよう定める。
 - ① 事業所の設置／整備に伴い地域求職者を雇い入れる事業主
 - ② 事業所に中核人材を受け入れ、かつ地域求職者を雇い入れる事業主
 - ③ 事業所の設置／整備に伴い雇い入れた者(内定者を含む)に対して能力開発を行う事業主

<参照条文>

第七条 政府は、第五条第四項の規定による同意を得た地域雇用開発計画(同条第七項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下この項において同じ。)に係る雇用開発促進地域(以下「同意雇用開発促進地域」という。)における地域雇用開発を促進するため、当該地域雇用開発計画で定められた同意雇用開発促進地域内において行うべき助成及び援助に関する事項の内容に応じ、当該同意雇用開発促進地域内において事業所を設置し、又は整備して当該同意雇用開発促進地域内に居住する求職者を雇い入れる事業主、当該雇い入れた者について職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための教育訓練を実施する事業主その他の厚生労働省令で定める事業主に対して、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。

- なお、以下に該当する事業主については、特別の措置を講ずるものとする。
 - I ①に該当する事業主であつて、以下のいずれかに該当するもの
 - i 地域に適切な雇用開発の効果を及ぼすものと認められる大規模な雇用開発を行うもの。

ii 以下の要件を満たすもの。

- ・ 雇用開発促進地域、自発雇用創造地域の両方に該当する地域に事業所があること
- ・ 当該事業所において、当該自発雇用創造地域における地域重点分野に属する事業を行っていること
- ・ 当該事業主が行う事業が、雇い入れた地域求職者数等に照らして、当該地域の地域雇用開発に資すると認められること

II ②に該当する事業主であって、以下の要件を満たすもの

- ・ 雇用開発促進地域、自発雇用創造地域の両方に該当する地域に事業所があること
- ・ 当該事業所において、当該自発雇用創造地域における地域重点分野に属する事業を行っていること

【地域雇用創造推進事業】

○ 法第10条第1項の「厚生労働省令で定める事業」を、以下のように定める。

- ① 雇用創出メニュー(事業拡大等により雇用創出を図ろうとする事業主への支援)
- ② 人材育成メニュー(就職に必要な知識・技能を習得するための求職者等への支援)
- ③ 就職促進メニュー(求人情報の収集・提供等)
- ④ その他自発雇用創造地域の雇用の創造に資すると認められる事業

○ 法第10条第2項の「厚生労働省令で定める要件」を、以下のように定める。

- ・ 地域雇用創造協議会の構成員であって法人であること。
- ・ 地域雇用創造推進事業の実施に必要な体制が整備されていること。等

○ 法第10条第2項の「厚生労働省令で定めるところ」として、地域雇用創造推進事業の委託契約に関する事項を定める。

<参照条文>

(地域雇用開発のための事業)

第十条 政府は、第六条第五項の規定による同意を得た地域雇用創造計画(同条第八項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下「同意地域雇用創造計画」という。)に係る自発雇用創造地域(以下「同意自発雇用創造地域」という。)における地域雇用開発を促進するため、当該同意地域雇用創造計画に係る地域雇用創造協議会からの提案に係る事業が当該同意自発雇用創造地域内に居住する求職者に対する当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に係る求人に関する情報の提供又は就職に必要な知識及び技能を習得させるための講習の実施その他の厚生労働省令で定める事業に該当する場合であつて、厚生労働大臣が当該同意自発雇用創造地域における雇用の創造に資するために適当であると認めるものであるときは、当該事業を雇用保険法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として行うものと

する。

- 2 政府は、厚生労働省令で定めるところにより、前項に規定する事業の全部又は一部を当該地域雇用創造協議会又は当該同意自発雇用創造地域において雇用の創造に資する事業を行う団体（当該地域雇用創造協議会の提案に係る団体であつて、厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）に委託することができる。

【委託募集の実施に関する事項】

- 法第6条第2項第8号の「厚生労働省令で定めるもの」を、以下のとおり定める。
 - 一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
 - 二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
 - 三 商工組合及び商工組合連合会
 - 四 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
 - 五 生活衛生同業組合であつて、その構成員の3分の2以上が5000万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの
 - 六 酒造組合及び酒造組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合及び酒販組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの
- 法第6条第2項第8号の「厚生労働省令で定める要件」は、当該社団法人の構成員の3分の2以上が中小企業者であることとする。

<参照条文>

（地域雇用創造計画）

第六条

2 地域雇用創造計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 八 地域雇用創造協議会を構成する事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人で第十二条第二項第一号に規定する中小企業者を直接若しくは間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）（以下この号及び同項第二号において「事業協同組合等」という。）が同条第三項の規定により労働者の募集に従事しようとする場合にあつては、当該事業協同組合等に関する事項

- その他、委託募集の実施に係る手続について定める。

<参照条文>

(委託募集の特例)

第十二条

- 3 第一項の地域中小企業団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

【施行日】

- 施行日については、平成19年8月4日とすること。